

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	栗原市

栗原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : 農林振興部農林畜産課
所在地 : 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
電話番号 : 0228-22-1136
FAX番号 : 0228-24-7688
メールアドレス : norin@city.kurihara.lg.jp
norin@kuriharacity.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型獣（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ） ● 小型獣（ハクビシン、タヌキ） ● 鳥類（スズメ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス） カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、アオサギ）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	栗原市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
ツキノワグマ	果樹・飼料作物	被害面積	34	a
		被害金額	101	千円
イノシシ	水稲・豆類・飼料作物 野菜・いも類	被害面積	560	a
		被害金額	5,810	千円
ニホンジカ	水稲	被害面積	—	a
		被害金額	—	千円
ハクビシン タヌキ	果樹・野菜	被害面積	—	a
		被害金額	—	千円
鳥類	水稲、レンコン	被害面積	—	a
		被害金額	—	千円

(2) 被害の傾向

<p>全般</p> <p>鳥獣による被害が日常化、常態化している。目撃情報、捕獲件数と被害状況に乖離があり、被害状況に数値として反映されにくい。捕獲事業、被害防除に取り組んでいるが、それ以上に被害が大きく、対策が追い付いていない。</p> <p>また、侵入防止柵の設置等、新規事業の取り組みが、令和3年度から始まったため、効果が確認されていない。</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>市内の全域において、目撃や痕跡情報が寄せられており、被害は5月から9月にかけて、山間部の家畜飼料や果樹等の食害が多く、餌となる山林のブナの実の結実状況に左右されることも多い。</p> <p>目撃件数は、平成28年度の506件をピークに、一定して200件前後を推移している。田畑のほか、住宅敷地内への侵入等、生活環境での目撃が増えている。人身被害についても、ほぼ毎年発生しており、令和3年5月には住宅地で緊急捕獲事案が発生した。</p>
--

イノシシ

市内のほぼ全域において、目撃や痕跡情報が寄せられており、被害はほぼ通年で発生し、増加傾向にある。水稲や耕作地の踏み荒らし、掘り起こしのほか、畦畔や農道のり面の破壊等が増えている。

農作物の被害防除対策として、電気柵等を設置した箇所については効果があるが、防除対策を行っていない隣接する農耕地等に被害が拡散する傾向にある。なお、電気柵等による防除対策を行っても、「柵を壊して侵入する」、「柵の下を掘り起こして侵入する」等、被害は増加傾向となっている。

ニホンジカ

主な目撃や痕跡情報は、市内の山間部で多く、被害は水稲の食害が多い。

一定して10件から20件程度の目撃情報が寄せられており、行動域が広範囲にわたるため、定住している個体の目撃件数にバラツキがある。

ハクビシン・タヌキ

近年、市街地における出没や目撃情報等が増加しており、空き家や現住家屋の天井裏等への住み着きによる糞尿等による衛生面での被害が多くなっている。

また、ハウス栽培の果樹被害や田畑への溜糞等の農作物被害も寄せられている。

鳥類（スズメ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、アオサギ）

近年、銃猟捕獲ができない市街地周辺に集まる傾向が多く見受けられ、糞尿等による衛生面での被害が増加傾向にある。また、農作物被害については、主に収穫期の水稲や果樹の食害が将来的に多くなることが心配される。

（3）被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）			目標値（令和6年度）		
ツキノワグマ	被害面積	34	a	被害面積	30	a
	被害金額	101	千円	被害金額	85	千円
イノシシ	被害面積	560	a	被害面積	500	a
	被害金額	5,810	千円	被害金額	5,000	千円
ニホンジカ	被害面積	—	a	被害面積	—	a
	被害金額	—	千円	被害金額	—	千円
ハクビシン タヌキ	被害面積	—	a	被害面積	—	a
	被害金額	—	千円	被害金額	—	千円
鳥類	被害面積	—	a	被害面積	—	a
	被害金額	—	千円	被害金額	—	千円

※目標値の設定根拠

* ツキノワグマ、イノシシについては、概ね1.5割の軽減を目標とする。

* ニホンジカ、ハクビシン等の小型獣、鳥類については、農作物被害額としての数値は出ていないが、目撃情報や被害報告があり、糞尿等による衛生面での被害があるため記載している。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①栗原市鳥獣被害対策実施隊による鳥類の春期及び秋期予察捕獲の実施。</p> <p>②栗原市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲の実施。</p> <p>③有害鳥獣捕獲の担い手の確保のため、狩猟等に関する免許や資格を取得した経費の補助を実施（狩猟免許取得及び銃砲所持許可取得事業補助金）。</p> <p>④ICTを活用したイノシシ用囲いわなを購入し設置。</p> <p>⑤栗原市鳥獣被害対策実施隊へ箱わな、くくりわなの配布。</p>	<p>高齢化に伴う狩猟免許の未更新等により隊員が減少傾向にあり、担い手不足が懸念されることから、狩猟免許の取得及び捕獲隊入隊の勧誘をさらに推進する必要がある。</p> <p>また、隊員数が少ないなかで、少しでも隊員の負担を軽減する捕獲方法や処理方法を検討する必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>①有害獣（クマ、イノシシ等）による農作物の被害軽減対策として、防護柵等を購入設置した個人に対し、購入費用の補助を実施。（農作物有害獣被害防護設備設置事業補助金）</p> <p>②防護柵等を設置できない耕作者等に対し、忌避効果が期待できる安価な資材（発光音機、花火、忌避材）等の紹介と設置指導や、耕作地周辺の除草等が効果的であることの助言を実施。</p> <p>③鳥獣被害防止総合対策交付金事業の整備事業を活用し、鳥獣の侵入防止ワイヤーメッシュ柵の設置を実施。</p>	<p>防護柵等の購入補助については、予算の範囲内での対応のため、補助人数に限りがある（みやぎ環境税を活用）。また、防除区域が購入者の一部に限られることから、隣接地への被害が拡散する状況であるため、地域ごとの防除対策の取り組みを推進する必要がある。</p>

<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>①宮城県（農山漁村なりわい課所管）の「鳥獣被害防止対策広域連携支援業務」を活用し、集落ぐるみの農作物鳥獣被害対策の取組支援を実施。野生鳥獣による農作物の被害を効果的に防止するため、農業者だけでなく、集落等の地区住民が鳥獣被害を共通課題と認識し、集落全体で鳥獣被害対策を検討。</p>	<p>令和3年度に栗原市として初めて取り組んだが、計画策定で終了ではなく、ここから鳥獣被害対策をスタートするきっかけとし、防護柵の設置等につながるよう、継続的な支援が必要。取り組みを拡げていくため、事業の周知等広報を実施する。</p>
--------------------------	--	---

（５）今後の取組方針

<p>全般</p> <p>平成28年度から「栗原市鳥獣被害防止対策協議会」を設置し、被害防止対策及び連絡調整を行っている。継続して、鳥獣被害防止総合対策交付金事業等を活用したわなの購入や、地域対策としての防護柵設置、アドバイザー等による研修会の実施を検討していく。</p> <p>また、隊員の負担軽減を目的として、ICTを活用した鳥獣被害対策や、減容化処理施設の建設等、捕獲個体の処分方法を検討していくこととする。</p> <p>ツキノワグマ</p> <p>目撃・痕跡情報の報告が多い地区の畜産や果樹栽培等を営んでいる農家に対して、環境整備（除草等）や電気柵等の購入費補助の活用等の自主防除対策を啓発し、被害の軽減に努める。</p> <p>また、イノシシ捕獲用くくりわなによる錯誤捕獲防止のため、わなの形状の検討や設置箇所の変更等の対応を行う。</p> <p>なお、人身被害も懸念されることから、防災無線や広報車等を活用した出没情報の周知や、周辺箇所の巡回を行い、宮城県及び所轄警察署との情報共有や連携を密にし、被害等発生箇所のパトロールや現地確認、捕獲体制の強化を図る。</p> <p>イノシシ</p> <p>目撃・痕跡情報や被害が、年々増加傾向となっていることから、広報誌等を活用し、市民に広く周知し、生息区域及び生息数の把握を行う。併せて、被害が発生した農家等に、環境整備（除草等）や電気柵等の購入費補助の活用等の自主防除対策を啓発し、被害の軽減に努める。</p> <p>ICTを活用した囲いわなの捕獲が低調であったため、移設を行い、効果的な捕獲に努める。</p> <p>令和3年度から、鳥獣被害防止総合対策交付金事業整備事業を活用し、侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵等）の設置に取り組んでおり、広域的な柵の設置を行うことで、物理的に農地への侵入を防ぐ。</p> <p>なお、ツキノワグマと同様に人身被害も懸念されることから、防災無線や広報車等を活用した出没情報の周知や、周辺箇所の巡回を行い、宮城県及び所轄警察署との情報共有や連携を密にし、被害等発生箇所のパトロールや現地確認、捕獲体制の強化を図り、</p>
--

年々増加傾向にある成獣の有害捕獲を計画的に行う。

ニホンジカ

目撃情報については、近年一定して10件から20件程度寄せられているが、行動域が広範囲にわたるため、生息区域及び生息数の把握が難しい。有害鳥獣捕獲以外では、イノシシ捕獲用のくくりわなによる錯誤捕獲があるため、その場合は速やかに捕獲を行い、捕獲強化等について検討する。

また、宮城県との情報共有や連携を密にし、被害等発生箇所の現地確認、捕獲体制の強化を図り、被害状況が増加傾向にあれば、早期に成獣の有害捕獲を計画的に行う。

タヌキ、ハクビシン

建物への住み着きによる被害や、周辺農地等の被害防止のため、建物所有者に対して侵入防止の自主防除対策を啓発し、被害軽減に努める。なお、対策を講じても防除ができない場合において、有害捕獲を随時実施する。

鳥類（スズメ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、アオサギ）

毎年実施している春期、秋期の予察捕獲を継続して実施。

銃猟捕獲が困難な市街地に多く生息しているカラス類等に対する効果的な対応策を検討し、捕獲体制の強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成28年度から栗原市鳥獣被害対策実施隊を設置し、令和3年4月1日現在、隊員として110人を委嘱し、有害鳥獣捕獲等に従事している。

大型獣類の止め刺しの際には、捕獲個体を興奮させないように、一定の距離をとり、危険を回避し捕獲を行う必要があることからライフル銃を使用する。

また、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じる恐れがあり、緊急的な捕獲が必要な場合、関係機関と協議のうえ、鳥獣被害対策実施隊員によるライフル銃の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン、 タヌキ	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害対策実施隊隊員確保のため、狩猟免許取得者等の入隊勧誘の推進・鳥獣被害対策実施隊員のわな猟免許取得の推進及び捕獲技術向上の研修・わなの適正数の確保と維持
	鳥類	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣被害対策実施隊隊員確保のため、狩猟免許取得者等の入隊勧誘の推進・安全で確実な捕獲手法の検討、並びに研修

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマ	人的被害の恐れ及び農作物等の自主防除対策を行ったうえ、捕獲以外で防除できない場合、捕獲を行う。
イノシシ	目撃、被害件数が増加傾向にあり、宮城県において第二種特定鳥獣（その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）として位置づけられていることから、農作物の被害防止及び生息地の拡大防止のため、より多くの捕獲を目標とする。 また、CSF（豚熱）由来の影響について、栗原市内では2頭の感染個体が確認されたが、「【宮城県版】豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲頭に関する防疫措置の手引き」に基づき、防疫措置を行いながら、感染防止対策に努め捕獲する。
ニホンジカ	近年の捕獲実績を基に、被害状況の増加を鑑み設定。 (令和元年度：17頭、令和2年度：19頭、令和3年度：13頭)
ハクビシン、タヌキ	近年の捕獲実績を基に、被害状況の増加を鑑み設定。 (令和元年度：0頭、令和2年度：26頭、令和3年度：11匹)
鳥類（スズメ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、アオサギ）	市街地等の捕獲が困難なため、栗原市有害鳥獣捕獲許可限度内で、より多くの捕獲を目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	市独自の捕獲頭数目標は設定せず、「第四期宮城県ツキノワグマ管理計画（計画が次期計画となった場合は次期同計画）」に基づき適正な捕獲を実施する。		
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンジカ	30頭	30頭	30頭
ハクビシン、 タヌキ	30頭	30頭	30頭
鳥類	2,000羽	2,000羽	2,000羽

捕獲等の取組内容
<p>ツキノワグマ</p> <p>人的被害の恐れ、及び農作物等の自主防除対策、被害状況を確認のうえ、捕獲の必要性が生じた場合、箱わな、銃器による捕獲を実施する。</p> <p>また、錯誤捕獲が発生した場合は放獣を検討する。ただし、放獣が困難な場合や市街地出没等により、緊急を要する場合は、銃器等による捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ</p> <p>被害状況を確認のうえ、通年において、箱わな、くくりわな、銃器による捕獲を実施する。</p> <p>ニホンジカ</p> <p>被害状況を確認のうえ、通年において、くくりわな、銃器による捕獲を実施する。</p> <p>また、錯誤捕獲等により、緊急を要する場合は、銃器等による捕獲を実施する。</p> <p>ハクビシン、タヌキ</p> <p>自主防除対策を行い、捕獲以外で防除できない場合、小型獣用箱わなによる捕獲を実施する。</p> <p>鳥類（スズメ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、アオサギ）</p> <p>春期及び秋期の農作物等収穫前に銃器による予察捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>大型獣類の止め刺しの際には、捕獲個体を興奮させないように、一定の距離で1弾で仕留める必要があるが、散弾銃により近距離から発砲することで、捕獲個体の状況により危険を伴う場合、遠距離からの発砲が可能なライフル銃を使用する必要がある。</p> <p>また、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じる恐れがあり、緊急的な捕獲が必要な場合、関係機関と協議のうえ、鳥獣被害対策実施隊員がライフル銃による捕獲を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ツキノワグマ	必要に応じて検討していくこととする		
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 6 km程度	ワイヤーメッシュ柵 20 km程度	ワイヤーメッシュ柵 30 km程度
ニホンジカ	必要に応じて検討していくこととする		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和4年度～令和6年度
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵設置箇所の維持管理 ・ 必要に応じた侵入防止柵の補修 ・ 費用対効果の検証

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

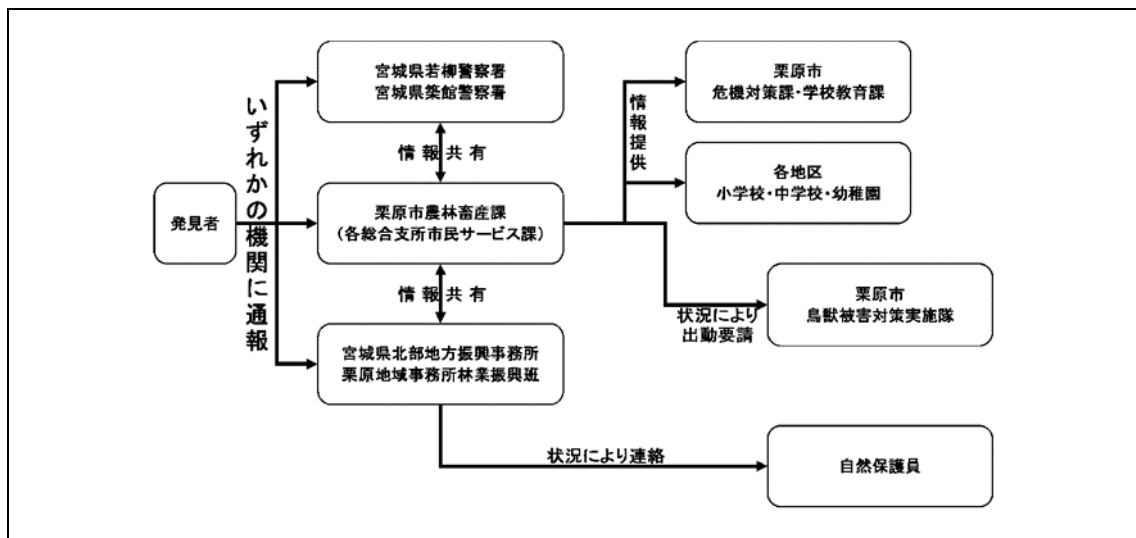
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止に関する普及啓発（広報誌による注意喚起、ホームページへの目撃情報等一覧の掲載） ・ 自主防除対策の支援の実施
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県所管「鳥獣被害防止対策広域連携支援業務」や「集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業」を活用した地域全体の鳥獣被害防止対策の検討 ・ 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等による現地確認や調査、研修の実施 ・ 自主防除対策の支援の実施
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防除対策の支援の実施 ・ 被害防止に関する知識の普及等
	ハクビシ タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防除対策の支援の実施 ・ 被害防止に関する知識の普及等
	鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲活動の普及啓発（春期、秋期予察捕獲実施の防災無線、広報誌による周知）

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
栗原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、現地確認及び市民への広報・周知 ・ 捕獲申請事務（ツキノワグマ、ニホンジカ） ・ 捕獲許可事務（イノシシ、ハクビシン、鳥類等）
宮城県北部地方振興事務所 栗原地域事務所林業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認、鳥獣捕獲に関する指導、 ・ 捕獲許可事務（ツキノワグマ、ニホンジカ）
宮城県若柳警察署 宮城県築館警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認、及び市民への広報周知、警戒パトロール ・ 銃刀法等に基づく指導等
栗原市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地確認 ・ 捕獲、被害防止対策等の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、実施隊員により解体し、埋却または自家消費による処分を基本とする。
 なお、隊員の負担軽減を目的として、減容化処理施設の建設について検討していく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質検出による出荷制限の状況を見極めながら、資源としての活用を検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	栗原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
栗原市	鳥獣被害防止に係る啓発活動、事業推進、協議会事務局
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所	鳥獣捕獲等に関する助言、指導
新みやぎ農業協同組合	農作物被害状況の収集、情報提供
宮城県農業共済組合	農作物、園芸施設の被害状況の収集、情報提供
栗駒高原森林組合	山林に関する情報提供
栗原市農業委員会	農地に関する情報提供
栗原市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣捕獲・防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施・捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県若柳警察署 宮城県築館警察署	銃刀法等に基づく指導
宮城県農山漁村なりわい課	鳥獣被害防止特措法に関する情報提供 宮城県鳥獣被害防止総合対策交付金事業等、県内の対策 情報等提供と協議、連携
宮城県自然保護課	宮城県鳥獣保護管理事業計画等に関する情報提供
宮城県家畜防疫対策室	鳥獣の感染症等に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>・ 栗原市鳥獣被害対策実施隊（平成28年4月1日設置） 令和3年4月1日現在110名 （築館地区隊：13名、若柳地区隊：9名、栗駒地区隊：22名、高清水地区隊：5名、 一迫地区隊：21名、瀬峰地区隊：7名、鶯沢地区隊：3名、金成地区隊：14名 志波姫地区隊：5名、花山地区隊：11名）</p> <p>・ 栗原市鳥獣被害対策実施隊設置規則（平成28年栗原市規則第32号）に基づき委嘱</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
